

《メンズ・カープス 会員規約》

第1条 (規約の定義)

- 「メンズ・カープス」とは、会社またはパートナーが運営し、「サーキットトレーニング」を実施する会員制の健康体操教室です。
- 「会員」とは、メンズ・カープス会員規約に同意のうえ、「メンズ・カープス」に入会した個人をいいます。
- 「会社」とは、株式会社カープスジャパンをいいます。
- 「パートナー」とは、会社と契約しメンズ・カープス施設を運営する法人または個人をいいます。
- 「メンズ・カープス施設」とは、会社またはパートナーが運営し会員が利用するメンズ・カープスの店舗をいいます。
- 「メンズ・カープス関係者」とは、会社、パートナー、これらの役員、従業員、スタッフ等メンズ・カープスの運営に関与する全ての者をいいます。
- 本規約によって定める委員、メンズ・カープス全員に適用されるものとします。

第2条 (クラブ運営の目的)

メンズ・カープスは本規約に則り、会員が正しい運動習慣を身につけること、会員相互の支え合いと親睦を図ること、などを通じ、会員の「心と体の健康」を実現することを目的とします。

第3条 (メンズ・カープス施設管理運営の責任)

メンズ・カープス施設は、会社もしくはパートナーがその運営・管理をおこないます。

第4条 (会員制)

- メンズ・カープスは男性専用です。
- 会員は、本規約に同意し、会社またはパートナーと契約を締結します。
- 会員によるメンズ・カープス施設の利用範囲、条件、特典については別途定めます。
- 会員は、メンズ・カープス施設の利用に必ずしも会員を提示します。

第5条 (入会資格)

メンズ・カープスの入会資格は、以下のとおりとします。

- 男性であること
 - 本規約に同意すること
 - 会社所定の申告手続により、メンズ・カープス施設の利用に堪える健康状態であること
 - 会社またはパートナーに申告すること
 - 過去に会社またはパートナーから除名処分または利用禁止処分を受けていないこと。但し、会社またはパートナーが別途再入会を承認した場合を除く
 - 判断が必要でないこと
 - 介助の必要がなく、一人で安全に運動でき、且つ会社またはパートナーがそれを承認していること
- 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係がないこと
- その他、前各条に類する事項に該当しないこと

第6条 (入会手続)

- 第5条の入会資格を満たすことを条件に、入会希望者が会社所定の入会手続において入会届の署名をした時点で入会契約は成立します。
- 未成年者は、会社所定の入会手続より親権者等法定代理人の同意を得るものとします。親権者等法定代理人は、自身の同意を表明し、本規約に基づき本人が会社又はパートナーに負う義務及び責任について本人と連帯して責任を負うものとします。
- メンズ・カープスは会社制の施設であり、入会にあたり継続的な利用契約を締結します。従って、第15条に定める会社所定の退会手続をおこなうまで毎月の会費が発生します。そのため、若年消費者保護を目的として、20歳未満の者(第2項に該当する者を除く)は、会社所定の手続より三親等内の親族(但し、20歳以上)の同意を得るものとします。
- 成年被後見人については、会社所定の手続より成年後見人の同意を得るものとします。

第7条 (入会金、会費及び雑費用)

- 入会金は申込記載欄の「入会日」から、会社及び申込記載欄の「会費発生日」から発生します。会員は、会費発生日から第15条に定める退会日まで(会員制のため、利用がない期間を含む)の入会金及び会費について、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、支払義務を免れることはできません。入会金、会費及び雑費用の詳細は別途定めます。
- 会員は別々に定める支払期限までに、入会金、会費及び雑費用を会社またはパートナーに支払うものとします。
- 前項の支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いによるものとします。(当月分会費について、口座振替の場合は原則前月26日を引落し日とし、クレジットカード払いの場合は原則当月1日の課金とします。クレジットカードを利用した際のクレジットカード会社への支払は、利用するクレジットカード会社の規約に準ずるものとします。)
- 会員は、会社が提携する料金収納代行会社が、入会金、会費及び雑費用に関する口座引落し業務をおこなうことに同意します。
- 会社またはパートナーが受領した入会金、会費及び雑費用は、原則として返還されません。

第8条 (会員資格の取得)

- 第6条の入会手続が完了した時点で会員資格を取得したものとします。
 - 会員資格は、他に貸与、譲渡、もしくは相続できません。
- ### 第9条 (告知義務及び通知義務)
- 会員は、入会手続、健康状態の申告、その他の手続や会社またはパートナーに提出する書類において、事実を告知するものとします。
 - 会員が前項に基づき告知した事実に変更が生じた場合には、会員は速やかにその旨を会社またはパートナーに通知し、会社所定の手続をおこないます。
 - 会員は、会社またはパートナーが必要と認めた場合、医師の診断書、健康診断書等を提出、または身分証明書等本人確認情報を提示するものとします。
 - 会員が前各条の義務を怠ったことにより会員または第三者に生じた一切の損害について、会社及びパートナーは責任を負わないものとします。

第10条 (帰脱及び表明)

会員は、以下の事項を確認及び表明したうえで、自らの意思と判断で入会及び継続するものとします。

- 筋力トレーニング、有酸素運動、ストレッチ等メンズ・カープス施設でおこなう各種運動や前定等(以下、「ワークアウト等」という)が、場合によっては危険を伴う可能性があること
- ワークアウト等への参加は機器類の使用に支障となる病気や怪我等がなく、健康であること

- 会員は既往症がある場合や身体的に不安がある場合には、ワークアウト等への参加について医師の了解が必要な旨を通知されたこと
- ワークアウト等への参加について医師の同意を得るべく、最低年1回以上の健康診断や健康相談を受けることを勧められたこと

第11条 (遵守事項)

- 会員はメンズ・カープス施設の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。
- 自らの筋力、体力、体調等を考慮し、無理をしな「範囲でワークアウト等」に参加すること
 - 高額な金銭、貴重品等をメンズ・カープス施設に持ち込まないこと。また所持品等の管理は自らの責任でおこなうこと
 - 入会の締結を目的としない第三者(幼児、ペット等を含む)をメンズ・カープス施設に入室させないこと
 - メンズ・カープス施設内の秩序を乱す行為をおこなわないこと
 - その他、本規約、施設内諸規定、及びメンズ・カープス施設スタッフの指示等に従うこと
 - メンズ・カープス施設内外に関わらず、メンズ・カープス施設スタッフに対する一切の迷惑行為をおこなわないこと

第12条 (損害賠償責任免責)

会員がメンズ・カープス施設の利用に関して会員自身が受けた損害、または所持品の滅失、毀損、放置について、メンズ・カープス関係者は、会社、パートナーの責に帰すべき事由がある場合を除き、当該損害等に対する責任を負いません。会員同士の間で生じた係争やトラブルについても、メンズ・カープス関係者は、メンズ・カープス関係者の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第13条 (会員の損害賠償責任)

会員がメンズ・カープス施設の利用中、会員の責に帰する事由により、会社、パートナーまたは第三者に損害を与えた場合、会員がその賠償の責を負うものとします。

第14条 (自動帰脱)

会員資格は、会員による退会または会社もしくはパートナーによる会員の除名の場合を除き、会員の選択したコース毎の規定に沿って自動終了されます。

第15条 (退会)

- 会員が退会を希望する場合には、会社またはパートナーに対し会社所定の退会手続をおこなうこととします。
- 会員は、退会手続をおこなうことにより、翌月末日をもって退会となります。なお、会員は、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、退会手続をおこなった日から退会日までの期間の会費及び雑費用を支払う義務を負います。
- 会員は、会社所定の手数料を支払うことにより、退会手続をおこなった当月末日をもって退会することができます。但し、この場合も、会員は、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、退会手続をおこなった日から退会日までの期間の会費及び雑費用を支払う義務を負います。
- 会員は、退会の際し、その選択したコース毎の規定に沿い、年次締切日の差額清算金(会員が入会時同意した継続期間途中で退会する際に支払う、在籍期間中に受けた割引額)を支払うこととします。但し、以下の場合は年次締切日の差額清算金の支払を免れます。
 - 医師により運動が禁止され、会社所定の書面を提出した場合
 - 会員が転居し、メンズ・カープス施設を利用することができない場合
- 退会の際し、長期滞泊に基づき既納された会費がある場合には、別途定める算定式に基づき、未経過月分の会費を返還するものとします。会員の死亡による場合も同様とします。

第16条 (会員資格喪失)

会員は、次の各号の一つでも該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利も喪失します。会員資格を喪失した場合、会員は速やかに会員証を返還するものとします。なお、会社またはパートナーは、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、既に会員より支払われた入会金、会費及び雑費用は、一切返金しないものとします。

- 会員が会社所定の退会手続をおこなわず、退会した場合
- 会社が別途定める期間、メンズ・カープス施設の利用がない場合
- 会社またはパートナーから除名処分を受けた場合
- 会員本人が死亡した、または失踪宣告を受けた場合

第17条 (会員除名)

会員が次の各号の一つでも該当する場合、会社またはパートナーはこの会員をメンズ・カープスから除名することができます。

- 入会金、会費もしくは雑費用の支払を遅延した場合
- 本規約及び諸規則に違反した場合
- メンズ・カープスの名誉、信用を傷ついたり、秩序を乱す行為をした場合
- メンズ・カープス施設内において宗教活動、政治活動、または営業活動等をおこなった場合
- 会社又はパートナーの財産を侵害した場合
- 他の会員、第三者の名誉・身体を傷ついたり、財産を侵害する等の行為をおこなった場合

暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力である、または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係にある会社またはパートナーが判断した場合

- 前各条に準ずる行為をおこなった場合
- その他、会社またはパートナーが適切とみてふさわしくないと認めた場合

第18条 (メンズ・カープス施設の一時的休業)

1. 次の各号の一つでも該当すると会社またはパートナーが判断した場合、会社またはパートナーは、メンズ・カープス施設の全部または一部の閉鎖もしくは休業をすることができます。その場合、緊急の場合を除き、一週間前までにその旨を当該メンズ・カープス施設を利用する会員に告知します。

- 気象災害、その他の外的事由により、その災害による危険が会員に及ぶと判断した場合
- メンズ・カープス施設の電気設備、修繕または点検によりやむを得ない場合
- 定期休業、臨時休業等による場合
- その他重大な事由によりやむを得ない場合

2. 前項において、メンズ・カープス施設が同一月内に、5営業日を超えて休業した場合、会社またはパートナーは会員に対し、以下の計算に基づき当月分会費の全部または一部を返還します。

返金額 = 休業日数 × 日割会費
(但し、月会費額を上限とする)

※日割会費・●・月会費 ÷ 20 = 算出する

第19条 (利用の禁止)

次の各号の一つでも該当すると会社またはパートナーが判断した会員に対して、会社またはパートナーは、該当する会員に対してメンズ・カープス施設の利用を禁止することができます。但し、これにより会員は会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- 伝染病、その他、他人に伝染するまたは感染するおそれのある疾病を有する方
- 一時的な筋力の低下や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
- 判断の必要があり、且つ、会社別途定める基準に準じて認められた場合を除く
- 介助の必要があり、一人で安全に運動できない会社またはパートナーに判断された方
- 飲酒、薬物の服用等より、正常な施設利用できない会社またはパートナーに判断された方
- 医師から運動を禁じられている方
- 過去に会社またはパートナーにより除名処分または利用禁止処分を受けた方
- 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力または、または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係にある会社またはパートナーに判断された方
- その他、正常な施設利用ができない、他の会員の権利を侵害するもしくは他の会員に危害を加えるなど会社またはパートナーに会員としてふさわしくないと判断された方

第20条 (本規約の改定、賠償責任免責の適用等に関する規約の変更について)

1. 会社は、民法の規定に沿い、会員の判断の承認を得ることなく、以下の各号の事項をおこなうことができます。なお、これらの変更の効力は全員に及ぶものとします。

- 本規約の改定
- 本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用の変更
- 会社は、施設運営システムについて、会社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。
- 前各条に基づいて改定する場合、会員にとって重要な事項を変更する場合は3か月前、その他の事項は2か月前までに、メンズ・カープス施設内に掲示する等の方法により変更内容を告知します。

第21条 (全額返金保証制度)

- 会員が以下の条件を共に満たす場合、全額返金保証制度を利用することができます。
- 初回来社時「第6条に定める入会承認書」を提出した場合
 - 入金申込記載欄の「施設利用開始日」から起算して14日以内に会社またはパートナーに対し、会社所定の手続により退会と返金を申し出た場合。ただし、入会特典の内容によって全額返金保証制度の適用期間が変更になる場合があります。その場合、適用期限は入会申込書の記載内容と致します。

《クレジットカード支払に関する規約》

第1条 (定義)

クレジットカードに支払いは、会員が所定の手続よりクレジットカード会員番号・有効期限等を会社に登録することで、会社またはパートナーに支払う定期料金(以下「定期料金」という)を指定したクレジットカードの発行会社(以下「カード会社」という)が定める規約に基づき支払うことをいいます。

第2条 (注釈)

- 会員は、会社に対し、クレジットカード支払の変更、または解約を申し出ない限り、指定したクレジットカードにより、継続的に定期料金を支払います。
- 会員が指定したクレジットカードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、速やかに会社に申し出るものとします。会員は、カード会社が事前に会員に通知することなく新しい会員番号や有効期限を会社と通知しても異議を唱えないこととします。
- 会員は、カード会社より、会員番号・有効期限が更新された場合であっても、引き続き更新されたクレジットカードにより定期料金を支払います。
- 会員は、カード会社の規約により会員資格を喪失し、カード会社よりクレジットカード支払が凍結された場合、会社またはパートナーから直接定期料金の請求がなされる場合があることを予め了承します。
- 会員がカード会社の規約により会員資格を喪失した場合、または会員自らクレジットカード契約を解約した場合、クレジットカードが利用できない状態にあるときでも、会社はその旨の通知をカード会社から受けた翌日利用分の定期料金までは、カード会社から請求する場合があります。予め了解します。
- カード会社の規約により、クレジットカード支払が凍結されない場合、会社またはパートナーから直接定期料金の請求をおこなう場合があることを、会員は予め了解し、定期料金を直接会社またはパートナーに支払うなければなりません。
- 会員は、会員とカード会社間の契約に基づきおこなわれる請求、支払等に関する事項については、自らの責任においてこれに同意するものとします。

《個人情報の取り扱いに関する規約》

第1条 (定義)

- 「当社」とは、株式会社カープスジャパンをいいます。
- 「パートナー」とは、当社と契約しメンズ・カープス施設を運営する法人または個人をいいます。
- 「当社グループ」とは、株式会社カープスジャパン及びその関連会社をい、当社を含みます。
- 「個人情報」とは、現会員及び退会会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該会員を特定することができるものをいいます。

第2条 (利用目的)

- 当社グループならびにパートナーは、会員の個人情報を、以下の目的のために利用します。
- 会員の各種サービスの契約、会員へのサービス提供、利用状況の管理及び会員契約に関する諸手続
 - 郵便、電話、ファクシミリ、または電子メールにより会員に対して次の案内をおこなうため
 - 会員にサービス等を提供するうえで必要となる確認
 - 取付形専用資料やアンケート等
 - イベントや新サービス等
 - マーケティング活動や商品開発のため
 - 健康増進に関する調査、研究及び発表等のため
 - 統計情報として利用するため
 - 退会後に必要に応じて各種ご案内をおこなうため

第3条 (安全管理)

当社ならびにパートナーは、会員の皆様からいただいた個人情報を厳重に管理し、漏洩、

改ざん等の防止対策を講じるものとします。

第4条 (業務委託)

当社ならびにパートナーは、第2条の利用目的の達成に必要な範囲で、会員の個人情報を第三者に委託する場合があります。この場合、当社ならびにパートナーは、委託する個人情報の安全管理措置を講じたうえで、委託をします。また、委託先に対しては、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、必要且つ適切な監督をおこないます。

第5条 (共有利用)

当社グループならびにパートナーは、以下のとおり、会員の個人情報を共有し、相互に提供します。また、会員はこれに同意します。

(1) 共有する情報

- 会員が所定の手続により登録した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先(会社名・所属部署・役職・住所・電話番号・入社年月)、メールアドレス、家族情報、住居状況、入会のお知らせ、会員種別、会員番号等、会員の属性に関する情報(入会手続後に当社が会員から通知を受ける等により知りた変更情報を含む。以下同じ)
- 会員が所定の手続等より申告した健康状態、病歴等に関する情報
- 契約の種類、申込日、契約日、振込口座、金額等の契約情報
- 会員の契約に関する利用情報

(2) 共有する者(範囲)

- 共有する目的、会員の各種契約及びその利用状況の管理、販売促進用資料・アンケート等のご案内、マーケティング活動・商品開発
- 共有する個人情報の管理について責任を有する者の名称：株式会社カープスジャパン

第6条 (第三者提供)

第4条及び第6条に規定する場合及びその他法令上認められた場合を除いて、当社ならびにパートナーは、予め会員の同意を得ない、会員の個人情報を第三者に提供することはありません。但し、第2条に定める範囲において、会社またはパートナーと取引のある関係で電音に提供することがあります。

第7条 (開示・訂正)

1. 会員は当社ならびにパートナーに対し、当社ならびにパートナーが保有する当該会員に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示を求める場合には、第10条の表明/合致窓口に連絡のうえ、当社もしくはパートナー所定の方法により請求するものとします。

第8条 (個人情報の取り扱いに関する個別対応)

- 当社もしくはパートナーは、入会希望者が入会の申込に際し、入会手続、健康状態の申告、その他会社所定の手続や書類に記載すべき事項の記載を希望しない場合及び本方針の全部または一部に同意しない場合、入会をお断りすることがあります。
- 前項の規定にかかわらず、入会希望者が、当社が提携する料金収納代行会社の業務遂行に必要な、最小限の個人情報の共有に同意しない場合、当社もしくはパートナーは入会をお断りすることがあります。

第9条 (権利の行使)

当社ならびにパートナーは、個人情報の取り扱いに関する規程およびそれを実行するための組織体制について、有効且つ適正な体制が構築されるよう継続的な見直しと改善を図ります。

第10条 (お問い合わせ窓口)

会員の個人情報や取り扱いに関するお問い合わせについては、以下の当社個人情報対策室が担当部署となります。

電話：0120-441-077
電子メールアドレス：customer@mcv@curves.co.jp

カープスチェーン本部情報

企業名	株式会社カープスジャパン
所在地	〒108-0023 東京都港区芝浦3-9-1 芝浦ルネサスタワー11F
電話番号	フリーダイヤル 0120-441-077
代表者名	増本 岳

(2022年4月1日改定)